

平成20年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要

区 分	件 名	概 要																			
予算 (16件) 総務部		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>16件</td> <td rowspan="3">} 議案 58件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>25件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>17件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>20件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>- 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>- 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>78件</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 現段階での予定案件であり、今後若干の変更がある場合がある。</p> <p>【1】平成20年度三重県一般会計予算</p> <p>【2】平成20年度三重県交通災害共済事業特別会計予算</p> <p>【3】平成20年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算</p> <p>【4】平成20年度三重県立小児心療センターあすなる学園事業特別会計予算</p> <p>【5】平成20年度三重県農業改良資金貸付事業等特別会計予算</p> <p>【6】平成20年度三重県中央卸売市場事業特別会計予算</p> <p>【7】平成20年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算</p> <p>【8】平成20年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算</p> <p>【9】平成20年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算</p> <p>【10】平成20年度三重県港湾整備事業会計予算</p> <p>【11】平成20年度三重県流域下水道事業会計予算</p> <p>【12】平成20年度三重県公共用地先行取得事業特会計予算</p> <p>【13】平成20年度三重県水道事業会計予算</p> <p>【14】平成20年度三重県工業用水道事業会計予算</p> <p>【15】平成20年度三重県電気事業会計予算</p> <p>【16】平成20年度三重県病院事業会計予算</p>	予 算	16件	} 議案 58件	条 例 案	25件	その他議案	17件	報 告	20件		認 定	- 件		提 出	- 件		計	78件	
予 算	16件	} 議案 58件																			
条 例 案	25件																				
その他議案	17件																				
報 告	20件																				
認 定	- 件																				
提 出	- 件																				
計	78件																				

区 分	件 名	概 要
条例案 (25件) 健康福祉部	【17】 三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例案	<p>広域連合の後期高齢者医療制度財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、高齢者の医療の確保に関する法律第116条第1項に規定する財政安定化基金として、三重県後期高齢者医療財政安定化基金を設置するものである。 (平成20年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <p>(1) 拠出率 財政安定化基金拠出率として条例で定める割合は、10,000分の11とする。</p> <p>(2) 積立て 特定期間において三重県後期高齢者医療広域連合から徴収する基金拠出金の総額の3倍に相当する額を積み立てるものとする。</p> <p>(3) 拠出金 特定期間において広域連合から徴収する拠出金の額の算定については、政令第19条第3項の規定に従って算定するものとし、毎年度予算で定めるものとする。</p> <p>(4) 管理 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないものとする。</p> <p>(5) 運用益金の処理 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>(6) 処分 基金は、法第116条第1項第1号に掲げる事業に係る交付金の交付及び同項第2号に掲げる事業に係る貸付金の貸付を行う場合に限り、予算の定めるところにより処分することができるものとする。</p> <p>(7) 償還方法 償還期限は、当該貸付を受けた特定期間の次の特定期間の最終年度の末日までとするものとする。</p> <p>(8) 償還期限等の延期 知事は、広域連合に対し、災害その他特別の事情があると認めるときは、(7)で定めた償還期限を延期することができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">参 考</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律(老人保健法) 第116条 都道府県は、後期高齢者医療の財政の安定化に資するため財政安定化基金を設け、次に掲げる事業に必要な費用に充てるものとする。</p> <p>一 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれ、かつ、基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる後期高齢者医療広域連合に対し、政令で定めるところにより、イに掲げる額(イに掲げる額がロに掲げる額を超えるときは、ロに掲げる額)の2分の1に相当する額を基礎として、当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額を交付する事業</p> <p>イ 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれる額</p> <p>ロ 基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる額</p> <p>二 基金事業対象収入額及び基金事業交付額の合計額が、基金事業対象費用額に不足すると見込まれる後期高齢者医療広域連合に対し、政令で定めるところにより、当該不足すると見込まれる額を基礎として、当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額を貸し付ける事業</p>

区 分	件 名	概 要
総務部	<p>【18】 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案</p> <p>参 考</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成20年12月1日施行） 法人格の取得と公益性の判断が一体となった改正前民法に規定する公益法人制度を改め、法人格の取得と公益性の判断を分離し、剰余金の分配を目的としない社団又は財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義（登記）により簡便に法人格を取得することができる一般的な法人制度を創設し、その設立、組織、運営及び管理についての規定を整備する。</p> <p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成20年12月1日施行） 公益法人の設立の許可及びこれに対する監督を主務官庁が行うとする民法の制度を改め、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）が、民間有識者からなる合議制の機関の意見に基づき、一般社団法人又は一般財団法人の公益性を認定するとともに、認定を受けた法人の監督を行う制度を創設することにより、民間部門での公益的活動を促進し、活力ある社会の実現に資することを旨とする。</p>	<p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整備するものである。 （平成20年12月1日から施行）</p> <p>（主な改正内容） 次に掲げる条例において規定を整備する。</p> <p>(1) 公立学校職員の給与に関する条例 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の題名改正</p> <p>(2) 三重県警察職員定員条例 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の題名改正</p> <p>(3) 三重県立自然公園条例 「民法法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改正</p> <p>(4) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例 題名改正及び「公益法人」を「公益的法人」に改正</p>

区 分	件 名	概 要
政策部	<p>【19】 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>参 考 地方自治法 (条例による事務処理の特例) 第 2 5 2 条の 1 7 の 2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。</p> <p>【20】</p>	<p>地方自治法第 2 5 2 条の 1 7 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。 (平成 2 0 年 4 月 1 日 (一部平成 2 0 年 7 月 1 日及び平成 2 0 年 1 0 月 1 日) から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 地方自治法に基づく市町の区域内の町又は字の区域を変更する旨の届出の受理及び告示等の事務を四日市市、桑名市、鈴鹿市及び東員町を除く各市町が処理することとする事務とするものとする。</p> <p>(2) 旅券法に基づく一般旅券の発給申請受理等の事務を処理することとする市町に志摩市を加えるものとする。</p> <p>(3) 租税特別措置法第 7 0 条の 4 第 3 0 項 (同法第 7 0 条の 6 第 3 6 項において準用する場合を含む。) の規定による農地法第 4 条及び第 5 条の許可を生じたことによって農地の所有権の移転等の事実が生じた旨を、所轄税務署長へ通知 ((4) に掲げる許可に係るものに限る。) する事務を処理することとする市町に明和町を加えるものとする。</p> <p>(4) 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地の転用の許可 (同一の事業の目的に供するため 2 ヘクタール以下の農地を転用する場合に限る。) 等の事務を処理することとする市町に明和町を加えるものとする。</p> <p>(5) 三重県交通災害共済条例の施行のための規則に基づく事務に係る規定を削除するものとする。</p>

区 分	件 名	概 要
総務部 つづき	<p>【21】 三重県職員定数条例の一部 を改正する条例案</p> <p>【22】 知事及び副知事等の給与の 特例に関する条例の一部を 改正する条例案</p>	<p>平成20年度の職員定数の見直しに伴い、知事の事務部局等の職員の定数の改正を行うものである。 (平成20年4月1日から施行)</p> <p>県の財政状況を考慮し、知事及び副知事等の給与を減額するための特例期間の延長等の改正を行うものである。 (平成20年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) ・知事及び副知事等の給与を減額するための特例期間を平成21年3月31日(現行 平成20年3月31日)まで延長する。</p>
	<p>参 考</p> <p>改正理由 平成17年度から3年間、三役等及び管理職員については、給与の特例的な減額を実施しているが、県の財政状況は依然として厳しいことから、引き続き1年間(平成20年度)同様の取組を継続する。</p>	

区 分	件 名	概 要
総務部 つづき	<p>【23】 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p style="text-align: center;">参 考</p> <p>訓練指導手当の支給対象に看護大学を加える理由 現在、看護大学では大学院専従の教員はならず、大学院を担当する教員は学部と大学院の教員を兼務している。 大学院を担当する教員には、学部を担当する教員よりも高度な研究上の業績、知識・経験、指導能力が必要とされ、また一年を通じて大学院生の看護職者としての働き方や看護活動のあり方そのものに関わっていく教育者としての高度な資質と負担が求められることから、職の特殊性に対して特殊勤務手当を支給する。 留置人看守作業手当の名称を変更する理由 刑事収容施設及び被収容者の処遇等に関する法律の施行（施行日 平成19年6月1日）に伴い規定を整備する。</p>	<p>職員の勤務の実態、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の施行にかんがみ、特殊勤務手当の支給対象等の改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">（平成20年4月1日から施行）</p> <p>（主な改正内容）</p> <p>(1) 特殊勤務手当のうち、訓練指導手当の支給対象に看護大学で大学院の看護学研究科における授業又は研究指導の業務に従事する者を加える。</p> <p>(2) 留置人看守作業手当を被留置者看守作業手当に改める。</p>
生活部	<p>【24】 三重県文化振興基金条例の一部を改正する条例案</p> <p style="text-align: center;">参 考</p> <p>三重県文化振興基金（平成19年3月末現在基金残高 285百万円） 文化の普及振興を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、昭和61年に創設された基金である。 三重県美術博物館建設基金（平成19年3月末現在基金残高 310百万円） 美術博物館の建設等に要する経費の財源に充てるため、昭和51年に創設された基金である。</p>	<p>三重県文化振興基金と三重県美術博物館建設基金の統合を行うことにより、基金の効果的かつ効率的な活用を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">（平成20年4月1日から施行）</p> <p>（主な改正内容）</p> <p>(1) 三重県文化振興基金の設置目的、積立て及び処分に関する規定を整備する。</p> <p>(2) 三重県美術博物館建設基金条例を廃止する。</p>

区 分	件 名	概 要
県土整備部 健康福祉部 農水商工部 生活部	<p>【25】 三重県手数料条例の一部を改正する条例案</p> <p style="text-align: center;">参 考</p> <p>1 建築基準法関係 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律 ・平成19年6月20日から施行された建築基準法の改正に伴い、告示で「確認審査等に関する指針」が定められ、従前よりも詳細に審査を行うこととなったため、審査時間に応じた適正な手数料を設定する。 ・都市周辺部における大規模開発を抑制し、中心市街地の再開発を促進させるため、建築基準法も用途・容積率について認定・許可の制度が新たに規定され、それらに応じた手数料を設定する。</p> <p>2 薬事法関係 医薬品の販売制度全般の見直しのための薬事法の一部を改正する法律 ・平成18年6月14日、薬事法の改正に伴い、初めて一般用医薬品が副作用などのリスクで分類され、そのリスクに応じた医薬品販売制度が3年以内に導入されることとなった。この制度には、新たに資格試験制度となる登録販売者制度が導入され、平成20年4月1日から施行される。今回、この登録販売者制度を実施するために必要な手数料を設定する。</p> <p>3 介護保険法関係 介護サービス情報の公表制度 ・利用者が介護サービスに係る情報を事前に入手し、介護サービス事業所を比較検討できる制度。平成18年4月から実施され、順次インターネット等を通じて公開している。今回、事業者が負担する手数料の額を引き下げるものである。</p> <p>4 小型船舶の登録等に関する法律関係 ・小型船舶の船籍及び総トン数の速度に関する政令に基づく船籍票の交付制度は、日本小型船舶検査機構が行う登録制度に移行した。</p> <p>5 職業能力開発促進法関係 ・職業能力開発促進法施行規則の改正に基づき、技能検定の職種の追加などを行う。</p>	<p>建築基準法の一部改正等にかんがみ、手数料についての規定を整備するものである。 (平成20年4月1日(一部公布の日、平成20年6月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 建築基準法関係(平成20年6月1日から施行) 建築基準法に基づく確認申請、計画通知、認定申請、および許可申請手数料等の額の改訂等</p> <p>(2) 薬事法関係(平成20年4月1日から施行) 登録販売者試験手数料等の追加</p> <p>(3) 介護保険法関係(平成20年4月1日から施行) 調査事務手数料及び公表事務手数料の額の改正</p> <p>(4) 小型船舶の登録等に関する法律関係(公布の日から施行) 小型船舶検査手数料等の廃止</p> <p>(5) 職業能力開発促進法関係(公布の日から施行) 技能検定の種類欄の改正</p>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p>【26】 三重県保健所手数料条例の一部を改正する条例案</p>	<p>四日市市が保健所を設置することに伴い、検査等の手数料についての規定を整備するものである。 (平成20年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) ・薬品、食品その他の物件の検査手数料を設ける</p>
	参 考	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関する事務 第15条、第64条に基づき知事又は保健所を設置する市長は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために必要があると認めるときは、感染症の患者及び関係者に対し必要な調査(質問、検査等)を行う。 四日市市長が必要と認めた検査のうち三重県保健所で実施するものについて、その行う業務の手数をこの条例の定めるところにより徴収する。 食品衛生法に関する事務 第28条に基づき、四日市市長が必要と認めた検査を行う場合、三重県保健所で実施するものについて、当該業務の手数をこの条例の定めるところにより徴収する。</p>
	<p>【27】 三重県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例案</p>	<p>心身障がい者扶養共済制度を安定的に運営するため、掛金、弔慰金及び脱退一時金の額について、所要の改正を行うものである。 (平成20年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) (1) 掛金の納付額を引き上げる (2) 弔慰金の額を引き上げる (3) 脱退一時金の額を引き上げる</p>
参 考	<p>条例の目的 心身障がい者の保護者等が生存中に保険料(掛金)を納付することにより、保護者等が死亡した場合などに残された障がい者に終身年金を支給することで、心身障がい者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障がい者の将来に対し保護者等の抱く不安の軽減を図る。 改正の背景 近年の保険財政の悪化に伴い、厚生労働省が検討委員会を設置して心身障がい者扶養共済制度の存続についての検討を行った結果、保険料を引き上げたうえで制度を存続することとなった。</p>	

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	<p>【28】 三重県医師修学資金等返還免除に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>県内で勤務する医師を確保するため、修学資金の返還免除についての規定を整備するものである。 (平成20年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 題名を「三重県医師修学資金返還免除に関する条例」に改める。 (2) 返還免除となるための必要勤務期間に臨床研修期間を含める。 (3) 返還免除となるための必要勤務期間を貸与年数の3/2倍から将来勤務する区分によって6、7、10年間に固定する。 (4) 返還免除となるための勤務先にへき地医療機関のほかに県内救急病院を追加する。 (5) 内科、小児科及び産婦人科に限定していた診療科について、へき地勤務の場合は外科を、救急病院勤務の場合は救急医療に関連する診療科を加える。
	<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>条例改正の背景 平成18年8月の国による新医師確保総合対策に伴い、平成20年度から三重大学医学部の定員が増員されることを受けて、養成された医師の県内への定着を促進するため、返還免除となる要件の緩和等を行う。</p>	
	<p>【29】 三重県立公衆衛生学院条例の一部を改正する条例案</p>	<p>歯科技工学科の閉科及び歯科衛生学科における修業年限の変更に伴い、規定を整備するものである。 (平成22年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 歯科技工学科を閉科する。 (2) 歯科衛生学科を2年制から3年制へ移行する。

区 分	件 名	概 要
生活部	<p>【30】 三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案</p> <p>参 考 条例の概要 特定非営利活動促進法の本旨を達成するとともに、特定非営利活動法人制度の公正な運営の確保を図るため、法第二章の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立等に関し必要な事項を定めるものである。</p> <p>特定非営利活動促進法 特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とするものである。</p> <p>住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用 全国の市区町村が当該区域内の住民に関して保有する氏名・性別・年齢・生年月日等の本人確認情報を専用回線でネットワーク化し、住民の利便性の向上や行政の事務の効率化を図るため住民基本台帳ネットワークが整備され、平成14年8月から稼働している。</p> <p>都道府県においては、住民基本台帳法の規定により、同法に規定された事務等について利用することが可能である。</p>	<p>特定非営利活動法人の設立の認証申請等における手続の簡略化を図るため、提出書類について所要の改正を行うものである。</p> <p>(平成20年4月1日(一部平成20年12月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人の設立の認証申請、役員の変更の届出及び合併の認証申請において添付を求めている役員の住民票の写し等は、知事が住民基本台帳法に基づき役員に係る本人確認情報を得るときは、添付を要しないものとする。

区 分	件 名	概 要
生活部 つづき	<p>【31】 みえ県民交流センター条例の一部を改正する条例案</p>	<p>組織機構の見直しに伴い、みえ県民交流センターの事業について改正を行うとともに、管理を指定管理者に行わせることについて、その業務の範囲等を定め指定管理者の指定等に係る規定を整備するものである。 (平成21年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) みえ県民交流センターの実施する事業から青少年の健全育成に係る事業を削る。 (2) みえ県民交流センターの管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせる (3) 指定管理者が行う業務の範囲について定める。 (4) 指定管理者の指定の申請、指定管理者の指定等を定める。 (5) 指定管理者が行う管理の基準として、開館時間、休館日等について定める。 (6) 指定管理者は、みえ県民交流センターの施設及び設備の利用に係る料金を自己の収入として収受する。 (7) 利用料金は、指定管理者が条例に掲げる金額の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けて定める。
	<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>条例の概要 県民の自発的な社会貢献に関する活動を促進するとともに、国際化の推進を行うため、津市内に設置しているみえ県民交流センターの管理を指定管理者に行わせることについて、その業務の範囲等を定め、利用料金を指定管理者に収受させる規定及び利用料金の額等について定めるものである。あわせて、こども局の設置に伴い、みえ県民交流センターで実施する青少年の健全育成に係る事業を廃止するものである。</p> <p>施設の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 津市羽所町700番地 ・構成 ミーティングルーム、交流スペース、図書・展示コーナーほか 	
教育委員会	<p>【32】 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案</p>	<p>平成20年度における公立学校の児童生徒数の増減に伴う教職員定数の変動等に伴い公立学校職員の定数の改正を行うものである。 (平成20年4月1日から施行)</p>

区 分	件 名	概 要
教育委員会 つづき	<p>【33】 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案</p>	<p>県立高等学校の配置及び規模の適正化を図るため、三重県立鳥羽高等学校の定時制課程を廃止するものである。 (平成20年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県立鳥羽高等学校の定時制課程に係る規定を削る。
	<p>【34】 三重県営総合競技場条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県営総合競技場の施設の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、利用料金を改正するものである。 (平成21年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営総合競技場の各施設の利用料金について、区分の簡略化、1時間単位への設定変更を行うものである。
	<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>県営総合競技場の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館 体育館、体育館別館、第1～3会議室、ステージ ・ 陸上競技場 陸上競技場、補助競技場、第1～4会議室 ・ トレーニングセンター 	

区 分	件 名	概 要
教育委員会 つづき	<p>【35】 三重県営鈴鹿スポ - ツガーデン条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県営鈴鹿スポ - ツガーデンの施設の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、利用料金を改正するものである。 (平成21年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営鈴鹿スポーツガーデンの各施設の利用料金について、区分の簡略化、1時間単位への設定変更を行うものである。
	<p>参 考</p> <p>県営鈴鹿スポーツガーデンの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サッカー・ラグビー場 メインサッカー・ラグビー場、第1～4グラウンド、本部室、第1・2会議室 ・水泳場 メインプール、サブプール、飛び込みプール、第1～3会議室 ・庭球場 センターコート、シェルターコート、屋外コート、会議室 ・体育館 体育館、トレーニングルーム、会議室 ・多目的広場 ・クライミングウォール 	
	<p>【36】 三重県営ライフル射撃場条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県営ライフル射撃場の施設の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、利用料金を改正するものである。 (平成21年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営ライフル射撃場の利用料金について、1時間単位への設定変更を行うものである。
	<p>参 考</p> <p>県営ライフル射撃場の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スモールボアライフル射場 ・エアライフル射場 ・ビームライフル射場 	

区 分	件 名	概 要
教育委員会 つづき	<p>【 3 7 】 三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例案</p>	<p>三重県立鈴鹿青少年センターの施設の一層の効果的かつ効率的な運営を図るため、利用料金を改正するものである。 (平成21年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 県立鈴鹿青少年センターの各施設の利用料金について、1時間単位への設定変更を行うものである。</p> <p>(2) 施設又は設備等の利用について、従前は宿泊を伴う場合は無料であったところを、利用者負担の公平性を確保する観点から、宿泊を伴う利用者にも一定の負担を求めるものである。</p> <p>(3) 総合研修館の冷暖房の利用について、従前は無料であったところを、受益者負担の観点から有料とするものである。</p>
	<p>参 考</p> <p>県立鈴鹿青少年センターの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理研修棟(大研修室、第1～7研修室、文化室、創作室、オリエンテーション室) ・総合研修館 ・宿泊サービス棟 	
企業庁	<p>【 3 8 】 三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>長ヶ発電所の災害復旧工事により、従前に比べ発電効率の良い新たな設備を設置するため、最大出力の改定を行うものである。 (平成20年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長ヶ発電所の最大出力を2,600キロワット(現行 2,400キロワット)に引き上げる。
	<p>参 考</p> <p>長ヶ発電所災害復旧工事について</p> <p>(1) 被災状況 平成16年9月の台風21号により被災し、運転停止した。</p> <p>(2) 復旧工事概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化していた既設発電所建屋等の撤去 ・水密構造の地下構造物等の新設 ・水車、発電機等の主要設備の更新 <p>(3) 最大出力について 主要設備の更新により、発電効率が向上し、最大出力が2,600キロワット(現行 2,400キロワット)となる。</p>	

区 分	件 名	概 要
病院事業庁	<p>【39】 三重県病院事業条例の一部を改正する条例案</p>	<p>老人保健法の一部改正及び使用料等の額の変更に伴い、規定を整備するものである。 (平成20年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 老人保健法の法律名の変更等に伴い、使用料等の額についての規定を整備する。</p> <p>(2) 死体処理料の金額を7,200円以下で病院事業の管理者が定める額(現行 2,600円(別途契約のあるものはその契約額を加算する。))に改める。</p>
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>老人保健法(昭和57年法律第80号)の一部改正 老人保健法の一部が改正され(平成18年6月21日)、平成20年4月1日から施行される。</p> <p>(1)法律名の変更 「老人保健法」から「高齢者の医療の確保に関する法律」に名称変更する。</p> <p>(2)用語の変更 「医療に要する費用の額の算定に関する基準」を「療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準」に変更する。</p> <p>死体処理料について 亡くなられた患者等のご遺体の処置(ケア)に係る料金(医療衛生材料費を含む)。</p>		

区 分	件 名	概 要
政策部	<p>【40】 三重県振興拠点地域基本構 想推進基金条例を廃止する 条例案</p> <p style="text-align: center;">参 考</p> <p>三重県振興拠点地域基本構想推進基金の概要 多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）第8条第1項の規定に基づき、国の同意を得て策定した三重県振興拠点地域基本構想「三重ハイテクプラネット21構想」の推進に要する経費の財源に充てるため、平成2年に設置した基金であるが、平成19年8月に同構想の終了について、国の同意を得たため、廃止することとした。 平成19年度末積立累計見込金 2,775,972千円 多極分散型国土形成促進法 （振興拠点地域基本構想の同意） 第八条 主務大臣は、前条第一項の協議に係る振興拠点地域基本構想が同条第三項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、次の各号に該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。</p> <p>一 当該振興拠点地域基本構想に係る地域が次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 人口及び行政、経済、文化等に関する機能が過度に集中している地域及びその周辺の地域であつて政令で定めるもの以外の地域であること。</p> <p>ロ 自然的経済的社会的条件からみて一体として前条第一項に規定する開発整備を図ることが相当と認められる地域であること。</p> <p>ハ 中核的施設及び公共施設等の用に供する土地の確保が容易であり、かつ、立地条件等からみて相当程度のそれらの施設の整備が確実と見込まれる地域であること。</p> <p>二 当該振興拠点地域基本構想に係る前条第一項に規定する開発整備が当該振興拠点地域及びその周辺の相当程度広範囲の地域に対して適切な効果を及ぼすものであること。</p> <p>三 その他国土交通大臣が同意に当たつての基準として次条の規定により定める事項（以下「同意基準」という。）に適合するものであること。</p> <p>2 主務大臣は、振興拠点地域基本構想につき前項の規定による同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>3 都道府県は、振興拠点地域基本構想が第一項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>	<p>三重県振興拠点地域基本構想「三重ハイテクプラネット21構想」の終了に伴い、三重県振興拠点地域基本構想推進基金条例を廃止するものである。（平成20年4月1日施行）</p>

区 分	件 名	概 要
生活部	<p>【 4 1 】 三重県交通災害共済条例を 廃止する条例案</p> <p>参 考</p> <p>三重県交通災害共済制度の概要 三重県交通災害共済制度は、交通事故による災害を受けた者の当面の窮状を救済し、その生活の安定に寄与するとともに、交通事故の防止を喚起することを目的として、県が事業主体となって昭和44年に四日市市を除く68市町村で発足した。</p> <p>廃止に至った経緯 平成11年3月に三重県議会「行財政改革調査特別委員会」から、「民間移譲」等の抜本的な検討を行うよう求められたことを受け、平成11年度及び5年後の平成16年度に「三重県交通災害共済制度検討委員会」を設置し、制度の必要性及び事業主体のあり方等について検討した。</p> <p>この結果、県が事業主体となった事業の存続が認められたものの、「市町村合併が終息し、三重県交通災害共済事業が定着した時期において事業全体を再検討する」という条件が付与されたことから、本年度、存廃を含めた抜本的な見直しを行った結果、以下の理由から同制度を廃止することとした。</p> <p>民間保険の保障が充実し、行政関与の必要性がなくなってきたこと。 平成18年度末の加入率が30.8%と、ピーク時の2分の1未満となったこと。 加入率の低下傾向が著しいなか、単年度における収支の改善が難しいこと。</p> <p>経過措置 共済事業に加入しようとする者は、経過措置に定める市町においては、廃止前の三重県交通災害共済条例の規定により共済事業への加入の申込みをすることができるものとし、その加入期間はそれぞれ経過措置に定める期間とする。</p> <p>関係条例の改廃 三重県交通災害共済事業基金条例の廃止（平成23年4月1日） 三重県特別会計条例の一部改正（平成23年4月1日）</p>	<p>交通災害共済事業を廃止するため、同事業の実施について定めた三重県交通災害共済条例を廃止するものである。 (平成20年7月1日(一部平成23年4月1日)から施行)</p>

区 分	件 名	概 要
その他議案 (17件) 総務部	【42】 包括外部監査契約について	包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項に規定する包括外部監査契約を締結するものである。 (1)契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 (2)契約の始期 平成20年4月1日 (3)契約金額 14,725,200円を上限とする額 (4)契約の相手方 水野信勝：公認会計士
	【43】 林道関係建設事業に対する市町の負担について	平成20年度において県の行う林道関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部を当該市町に負担を求めるものである。
	【44】 県営農水産関係建設事業に対する市町の負担について	平成20年度において県の行う農水産関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部を当該市町に負担を求めるものである。
	【45】 土木関係建設事業に対する市町の負担について	平成20年度において県の行う土木関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部を当該市町に負担を求めるものである。
	【46】 北勢沿岸流域下水道（北部処理区）管理運営に要する費用の市町負担の改定について	北勢沿岸流域下水道（北部処理区）の管理運営に要する経費に充てるため、下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、平成20年度の関係市町の負担を次のとおり定める。 1 関係市町 四日市市 桑名市 いなべ市 東員町 菰野町 朝日町 川越町 2 負担金 流入水量1立方メートルにつき 61円
参 考 供用開始年月：昭和63年1月 現行単価：流入水量1立方メートルにつき 79円（平成15年度～）		

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	<p>【47】 北勢沿岸流域下水道（南部処理区）管理運営に要する費用の市負担の改定について</p>	<p>北勢沿岸流域下水道（南部処理区）の管理運営に要する経費に充てるため、下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、平成20年度の関係市の負担を次のとおり定める。</p> <p>1 関係市 四日市市 鈴鹿市 亀山市</p> <p>2 負担金 流入水量1立方メートルにつき 72円</p>
	<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>供用開始年月：平成8年1月 現行単価：流入水量1立方メートルにつき 90円（平成17年度～）</p>	
	<p>【48】 中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）管理運営に要する費用の市負担の改定について</p>	<p>中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）の管理運営に要する経費に充てるため、下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、平成20年度の関係市の負担を次のとおり定める。</p> <p>1 関係市 津市</p> <p>2 負担金 流入水量1立方メートルにつき 76円</p>
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>供用開始年月：平成5年4月 現行単価：流入水量1立方メートルにつき 83円（平成15年度～）</p>		
<p>【49】 工事請負契約について</p>	<p>一般国道166号田引B P国補橋梁整備（片平1号橋上部工その2）工事</p> <p>場 所 松阪市飯高町田引地内</p> <p>契約金額 627,900,000円</p> <p>契約方法 一般競争入札</p> <p>請負者住所氏名 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目13番26号 松尾橋梁株式会社名古屋営業所</p> <p>所長 柴山 峰明</p> <p>工事の概要 橋長111.0m 幅員13.0m</p>	

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	【50】 工事請負契約について	一般国道260号(南島バイパス)国補道路改良(1号トンネル)工事 場 所 度会郡南伊勢町 <small>たしからうら</small> 慥柄浦 ~ 贅浦地内 契約金額 731,850,000 円 契約方法 一般競争入札 請負者住所氏名 度会郡南伊勢町東宮 3108 番地 南建・稲葉特定建設工事共同企業体 代表者 南建工業株式会社 代表取締役 松岡 繁 工事の概要 トンネル工 L = 199 m 道路工 L = 61 m
	【51】 工事請負契約について	北勢沿岸流域下水道(北部処理区)北部浄化センターB-1系水処理・送風機電気設備工事 場 所 三重郡川越町大字亀崎新田地内 契約金額 882,000,000 円 契約方法 一般競争入札 請負者住所氏名 愛知県名古屋市西区名西二丁目 33 番 10 号 株式会社東芝中部支社 支社長 川下 史朗 工事の概要 受変電設備 1 式 監視制御装置 1 式
	【52】 工事請負契約について	北勢沿岸流域下水道(南部処理区)南部浄化センター系水処理施設反応槽・最終沈殿池建設工事(その1) 場 所 四日市市楠町北五味塚地内 契約金額 520,800,000 円 契約方法 一般競争入札 請負者住所氏名 四日市市あかつき台二丁目 1 番地の 192 中村・福道特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社中村組 代表取締役 中村 利一郎 工事の概要 掘削工 15,590m ³ 既製杭工 299 本
	【53】 工事請負契約について	北勢沿岸流域下水道(南部処理区)南部浄化センター系水処理施設反応槽・最終沈殿池建設工事(その2) 場 所 四日市市楠町北五味塚地内 契約金額 1,060,500,000 円 契約方法 一般競争入札 請負者住所氏名 四日市市石原町 1 番地 石原・杉本特定建設工事共同企業体 代表者 石原化工建設株式会社 代表取締役 大平 政司 工事の概要 掘削工 21,050m ³ 躯体工 8,738m ³

区 分	件 名	概 要
警察本部	【54】 工事請負契約について	<p>松阪警察署建築工事</p> <p>場 所 松阪市中央町366-1地内</p> <p>契約金額 1,395,292,500円</p> <p>契約方法 一般競争入札（総合評価方式）</p> <p>請負者住所氏名 岐阜県大垣市西崎町2丁目46番地 岐建・中村・土屋特定建設工事共同企業体 代表者 岐建株式会社 代表取締役社長 関 秀生</p>
県土整備部	【55】 工事請負契約の変更について	<p>中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）安濃幹線（第3区）管渠工事</p> <p>場 所 津市観音寺町地内～栄町地内</p> <p>契約金額 変更前 954,450,000円 変更後 960,427,650円</p> <p>契約方法 随意契約</p> <p>請負者住所氏名 津市羽所町700番地 アスト津11F 大林・藪特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社大林組三重営業所 所長 水行 豊夫</p> <p>工事の概要 シールド工 1,664m</p>
政策部	【56】 財産の交換について	<p>伊勢志摩であい交流スクエア整備事業用地の一部を伊勢市市有地と交換するものである。</p> <p>(1) 交換に供する財産 土地 41,844.48平方メートル</p> <p>(2) 所 在 地 伊勢市朝熊町字鴨谷4383番426他</p> <p>(3) 交換により取得する財産 土地 43,637.22平方メートル</p> <p>(4) 所 在 地 伊勢市朝熊町字東谷 3477番1の一部他</p> <p>(5) 交換の相手方 伊勢市</p> <p>(6) 交換により受け取る差額 27円</p>
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>背景及び目的 県は、「伊勢志摩であい交流スクエア整備構想」に取り組んできたところであるが、伊勢市から同構想にかかる県有地の一部を活用した「伊勢フットボールヴィレッジ構想」が打ち出された。県の構想と市の構想の方向が合致することから、伊勢市朝熊町字鴨谷地内他の県有地と伊勢市朝熊町字東谷地内他の市有地と交換する。</p>		

区 分	件 名	概 要
環境森林部	<p>【57】 広域的水道整備計画の改定につき同意を得るについて</p> <p><参 考> 改定理由 近年の社会経済状況の変化などにより、水需要と計画水量に乖離が生じ、北部広域圏の12市町から、広域的水道整備計画の改定について要請があった。</p> <p>北部広域圏広域的水道整備計画の概要（改定後）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道の広域的な整備に関する基本方針 この計画は、平成30年度を目標年度として計画区域における水道を広域的に整備し、適正かつ合理的な水の利用を図り、将来にわたる水道水の安定供給及び水質の安全性を確保する体制の確立を目標とする。 2 広域的水道整備計画の区域に関する事項 計画区域は、北勢地域の四日市市外9市町及び中勢地域の津市外1市とし、この区域における平成30年度の水需給計画を定める。 3 計画区域に係る根幹的水道施設の配置 その他水道の広域的な整備に関する基本的事項 計画区域の水需要に対処するため、北中勢水道用水供給事業を根幹的水道施設として配置し、市町の水道事業においては、現在の形態から段階を経て広域的な水道への整備を図る。 <p>水道法（昭和32年法律第177号） 第1章の2 広域的水道整備計画 第5条の2 2 都道府県知事は、（中略）この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体と協議し、かつ、当該都道府県の議会の同意を経て、広域的水道整備計画を定めるものとする。</p> <p>昭和53年1月18日 厚生省環境衛生局水道環境部水道整備課長通知 1 計画策定の手続き等に関する事項 （3）（前略）改定の手続き等については、計画の策定の場合に準じて行うものとする。</p> <p>北中勢水道用水供給事業（第2次拡張）の内容（改定後）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業主体 三重県 2 給水対象 桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、木曽岬町、川越町、朝日町、菰野町、津市、松阪市（6市4町） 3 目標年度 平成30年度（現行 平成22年度） 4 計画一日最大給水量 76,800m³/日（北勢地域18,000m³/日、中勢地域58,800m³/日） （現行 131,184m³/日（北勢地域47,600m³/日、中勢地域83,584m³/日）） 5 水 源 長良川河口堰 6 根幹的水道施設である当該事業の工事期間 平成5年度～平成29年度（現行 平成5年度～平成19年度） 7 事業費概算額 1,033億円（現行 1,200億円） 	<p>北部広域圏広域的水道整備計画を改定するにあたり、水道法第5条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものである。</p> <p>（主な改定内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）計画の目標年度（計画区域の将来にわたる水道水の安定供給等を確保する体制を確立する年度）を、平成30年度（現行 平成22年度）に改める。 （2）計画区域の水需要に対処するため、北中勢水道用水供給事業（現行 北・中勢水道用水供給事業（仮称））を配置する。

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	【58】 三重の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ・21」の変更について	平成17年12月に示された国の医療制度改革大綱に基づき策定を進めている、三重県保健医療計画（第4次改訂）などの計画期間（平成24年度まで）との整合を図るため、同じく大綱に位置づけられている本計画について、計画期間を変更しようとするものである。 また、生活習慣病対策の本格的な取組を推進するため、医療制度改革大綱において求められている、メタボリックシンドロームの該当者や予備群の減少に向けた目標指標等を追加するものである。 （主な改正内容） (1)第一次計画期間の終了を2010年から2012年に変更する。 (2)生活習慣病予防対策に必要な目標指標を追加する。
報告 （20件） 県土整備部	【59】 専決処分の報告について（訴えの提起(和解を含む。)について)	県営住宅家賃の滞納に伴う家賃の請求等の訴えの提起（和解を含む。）を行った。
総務部	【60】 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）	平成19年10月22日四日市市別名6丁目地内の県道四日市員弁線において発生した四日市県税事務所（税務室）に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 70,917円
健康福祉部	【61】 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）	平成19年11月19日四日市市山田町地内の県道四日市菟野大安線において発生したこころの健康センターに係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 117,029円
	【62】 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）	平成19年12月7日津市藤方地内の駐車場において発生した津保健福祉事務所（保健衛生室）に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 111,142円

区 分	件 名	概 要
環境森林部	【 6 3 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 1 9 年 1 0 月 2 4 日 鈴鹿市 稲生町 地内の事業所敷地内 において発生した環境森林部 (廃棄物監視・指導室) に係る 自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和 解した。 損害賠償額 129,890 円
農水商工部	【 6 4 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 1 9 年 9 月 1 0 日 桑名市 大字 稗田 地内の県道桑名大安 線において発生した桑名農政環境事務所 (農政・普及室) に 係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額につい て和解した。 損害賠償額 154,432 円
	【 6 5 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 1 9 年 1 0 月 2 3 日 鈴鹿市 磯山 地内の国道 2 3 号線に おいて発生した北勢家畜保健衛生所に係る自動車による公務 上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 13,650 円
	【 6 6 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 1 9 年 1 1 月 1 日 鈴鹿市 山本町 地内の駐車場内におい て発生した北勢家畜保健衛生所に係る自動車による公務上の 事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 154,800 円
県土整備部	【 6 7 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 1 9 年 1 1 月 2 日 伊賀市 上之庄 地内の国道 3 6 8 号線 において発生した伊賀建設事務所 (用地調整室) に係る自動 車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解し た。 損害賠償額 152,000 円
警察本部	【 6 8 】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 1 9 年 8 月 1 日 松阪市 朝日町 地内の駐車場において発 生した松阪警察署に係る自動車に係る公務上の事故に関して 損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 57,750 円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>【 6 9 】 専決処分の報告について （損害賠償の額の決定及び 和解について）</p> <p>【 7 0 】 専決処分の報告について （損害賠償の額の決定及び 和解について）</p> <p>【 7 1 】 専決処分の報告について （損害賠償の額の決定及び 和解について）</p> <p>【 7 2 】 専決処分の報告について （損害賠償の額の決定及び 和解について）</p>	<p>平成 1 9 年 8 月 2 2 日四日市市西日野町地内の駐車場において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 291,543 円</p> <p>平成 1 9 年 9 月 2 9 日四日市市石塚町地内の市道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 136,505 円</p> <p>平成 1 9 年 1 0 月 1 8 日松阪市久保田町地内の国道 4 2 号において発生した松阪警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 145,000 円</p> <p>平成 1 9 年 1 1 月 2 日亀山市東御幸町地内の駐車場において発生した亀山警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 27,258 円</p>
教育委員会	<p>【 7 3 】 専決処分の報告について （損害賠償の額の決定及び 和解について）</p> <p>【 7 4 】 専決処分の報告について （損害賠償の額の決定及び 和解について）</p>	<p>平成 1 9 年 1 0 月 2 4 日津市岩田地内の駐車場において発生した教育委員会事務局（学校施設室）に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 109,368 円</p> <p>平成 1 9 年 1 2 月 2 8 日伊勢市小俣町地内の駐車場において発生した県立明野高等学校に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 62,013 円</p>
県土整備部	<p>【 7 5 】 専決処分の報告について （損害賠償の額の決定及び 和解について）</p>	<p>平成 1 9 年 6 月 5 日伊賀市上阿波地内の国道 1 6 3 号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 512,575 円</p>

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	【76】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成19年11月21日伊勢市宇治館町地内の県道伊勢磯部線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 201,356円
政策部	【77】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成19年11月21日伊勢市宇治館町地内の県道伊勢磯部線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 233,206円
病院事業庁	【78】 議会の議決すべき事件以外の 契約等について	県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約 【契約名称】住民基本台帳ネットワークシステム県サーバ等賃貸借契約 【履行場所】三重県津市広明町13番地 三重県政策部市町行財政室 他 【契約金額】128,304,120円 【契約方法】一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 愛知県名古屋市中区錦一丁目10番1号 富士通リース株式会社 中部支店 支店長 中村 茂 【契約締結の年月日】 平成19年11月16日 【契約期間】平成19年11月16日から 平成25年5月31日まで
		県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約の変更 【契約名称】医療情報システム構築業務及び賃貸借契約 【履行場所】志摩市阿児町鶴方1257番地 三重県立志摩病院 【契約金額】変更前 326,417,109円 変更後 361,726,168円 【契約方法】随意契約(変更契約) 【契約の相手方の住所及び氏名】 愛知県名古屋市中区錦1丁目17番1号 中部日本電気ソフトウェア(株)ソリューション営業部 事業部長 杉本裕俊 【変更契約締結の年月日】 平成20年1月28日 【契約期間】平成18年8月18日から 平成25年3月31日まで

区 分	件 名	概 要
企業庁 つづき		<p>地方公営企業の業務に関する予定価格 5 億円以上の工事又は製造の請負の契約</p> <p>【契約名称】多気浄水場中央監視制御設備改良工事 【履行場所】多気郡多気町相可他 2 箇所地内 【契約金額】306,600,000 円 【契約方法】一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目 2 7 番 2 号 横河電機株式会社中部支店 副支店長 小泉 勝保 【契約期間】平成 19 年 11 月 30 日から 平成 21 年 3 月 19 日まで</p>